

原規規発第 2307265 号
令和 5 年 7 月 26 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範 殿

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉設置変更（高速実験炉原子炉施設の変更）について

平成 29 年 3 月 30 日付け 28 原機（安）027（平成 30 年 10 月 26 日付け 30 原機（安）013、令和 3 年 12 月 2 日付け令 03 原機（安）008、令和 5 年 2 月 22 日付け令 04 原機（速実）013 及び令和 5 年 4 月 19 日付け令 05 原機（速実）001 をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、許可します。